

ひょうご県民ユニバーサル施設

認定の手引き

— 点検表型 —



平成 29 年 8 月

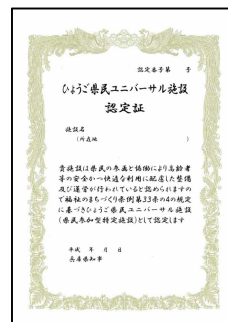
兵庫県

目次

● ひょうご県民ユニバーサル施設認定とは	2
● チェック&アドバイス制度とは	2
● チェック&アドバイス制度・ひょうご県民ユニバーサル施設認定の流れ	3
● 対象施設(点検表型)	4
● 点検表	5
● 点検表の解説	
(1) 必須項目	
・1 高齢者等利用経路	9
・2 便所(車いす利用者利用便房)	11
・3 駐車場(兵庫ゆずりあい駐車場制度)	12
・4 ホテル等(車いす利用者利用客室)	13
・5 劇場等の固定観覧席	15
(2) 要求水準項目	
・1 出入口	16
・4、5 階段・傾斜路	17
・7 便所	18
・11 案内設備	19
● 参考:福祉のまちづくり条例・施行規則(抄)	21

ひょうご県民ユニバーサル施設認定とは

- 福祉のまちづくりアドバイザーの助言内容など、利用者の意見を適切に反映した施設整備・管理運営の改善を行った施設は「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定を受けることができます。
- H29 年度からは点検表型を拡充し、ひょうご県民ユニバーサル施設の認定件数の増加とユニバーサルデザインの普及を図ります。



兵庫県 ホームページ「ひょうご県民ユニバーサル施設認定制度」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/universal_nintei.html



チェック&アドバイス制度とは

- 福祉のまちづくり条例(平成 22 年 12 月改正)に基づき、多数の方が利用する施設(特定施設)について、県が登録する「福祉のまちづくりアドバイザー」をあっせんし、利用者目線から施設整備と管理運営に関して点検・助言を実施する制度です。

◆福祉のまちづくりアドバイザーとは

利用者の立場での視点、建築・福祉等に関する専門的な視点から、県内の施設について点検・助言する「福祉のまちづくりアドバイザー」を登録しています。

利用者アドバイザー	施設の点検・助言の経験や、県の主催する福祉のまちづくりアドバイザー養成研修の受講などにより、福祉のまちづくりに見識のある障害者等
専門家アドバイザー	高齢者・障害者等に配慮した施設的设计・監理の実務や施設の点検・助言の経験を持つ建築・福祉の専門家(建築士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等)

兵庫県 ホームページ「チェック&アドバイス制度」
https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/check_and_advice.html



チェック&アドバイス制度・ひょうご県民ユニバーサル施設認定の流れ

H29～拡充

点検・助言型(設計時又は完成後)

① あっせん申請

県にあっせん申請書を提出

② アドバイザーのあっせん

アドバイザーをあっせん
※申請内容に応じて、専門家・利用者アドバイザー計3～5人程度

③ 点検・助言の実施

施設の所有者、管理者等の立ち会いのもと、アドバイザーが施設の点検・助言を実施(新築の場合は図面)

④ 報告書の送付

当日の意見交換をもとに、アドバイザーが報告書を作成し、後日申請者へ送付

点検表型(既存施設のみ)

① あっせん申請

県にあっせん申請書を提出

② アドバイザーのあっせん

アドバイザーをあっせん
※専門家アドバイザー1～2人

③ アドバイザーによる点検等の実施

施設の所有者、管理者等の立ち会いのもと、アドバイザーが点検表(P.5～)に基づき点検を実施

④ 点検結果の送付

アドバイザーが点検した点検結果表を、後日申請者へ送付

⑤ 認定申請

県に認定申請書を提出

⑥ 申請内容の確認(認定基準)

- (1) 「点検・助言型」
 - ・基本的なバリアフリー化が行われていること
 - ・チェック&アドバイスでの意見を適切に反映した措置がとられていること
 - ・管理運営等の措置が継続して実施されること
- (2) 「点検表型」
 - ・必須項目に全て適合及び要求水準項目の適用項目数に対する適合項目の割合が80%以上であること
 - ・アドバイザー意見で「支障なし」の場合

⑦ 認定証の交付

利用者の意見を適切に反映した施設整備、管理運営の改善を行った施設又は点検表において一定の推奨基準等を満たしている施設に対して認定証を交付

対象施設(点検表型)

- 対象施設は、以下のとおりです。
 なお、以下の施設であっても、「点検・助言型」の活用も可能です。

【対象施設(点検表型)】

特定用途かつ一定規模未満の特定施設(特定の者のみが利用する施設は除く。)

区分	施設の用途	施設の規模
1	(1) 展示場 (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店その他これらに類するサービス業を営む店舗 (7) クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 10,000㎡未満 の規模 (2以上の用途 が存する建築 物を含む)
2	(8) 病院又は診療所 (9) 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会所又は公会堂 (10) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設 (一般公共の用に供されるものに限る。) (11) 博物館、美術館又は図書館 (12) 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (13) 地下街又は建築物の地階で連続して地下道に面して設けられた ものと当該地下街を合わせたもの	床面積の合計 2,000㎡未満 の規模 (2以上の用途 が存する建築 物を含む)
3	(14) ホテル又は旅館	客室の合計 50 室未満 の規模

※ 1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設(2の項に掲げる施設にあっては、床面積の合計2,000㎡以上の規模の施設を除く。)のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000㎡未満の規模とする。

点検表

チェック&アドバイス【点検表型】点検表

【1】特定施設の概要

所在地			
名称			
主要用途			
施設概要	建築年月		構造
	階数		延べ面積 (㎡)

【2】建築手続等

建築基準法	
■建築基準法に基づく確認済証（計画通知）※	平成 年 月 日 第 号
■建築基準法に基づく検査済証※	平成 年 月 日 第 号
又は ※平成23年7月1日以降に限る。	
福祉のまちづくり条例	
■福祉のまちづくり条例第15条に基づく届出	平成 年 月 日 第 号
■福祉のまちづくり条例第19条第2項に基づく適合証	平成 年 月 日 第 号

【3】点検表

(1) 必須項目（施設の用途に応じて、全ての項目に適合していることが条件）

点検項目			適用欄	適合欄
共通事項	1 高齢者等利用経路	2以上の階にわたるときは、エレベーター（整備基準適合）を設けているか。		
	2 便所（車いす利用者利用便所）	車いす利用者利用便所（整備基準適合）を1以上設けているか。		
	3 駐車場	① 車いす用駐車場の数は、全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合には当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上であるか。 ② 兵庫ゆずりあい駐車場制度を活用しているか。		
個別事項	4 ホテル等（ホテル・旅館）	① 車いす利用者利用客室（整備基準適合）を1以上設けているか。		
		② 浴室内の非常ボタンは、洗い場等で転倒した場合を考慮した位置に設置しているか。		
		③ コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者の利用に配慮した高さで設けているか。		
		④ 聴覚障害者に配慮し、非常事態の発生を知らせる点灯設備等を設置しているか。		
5 劇場等（劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場又は公会堂）	① 車いす使用者が円滑に利用できる区画（整備基準適合）を1以上設けているか。			
	② 車いす使用者が円滑に利用できる区画の前面及び側面に落下防止の措置を講じているか。			
			判定	

→P. 9
→P. 11
→P. 12
→P. 13
→P. 14
→P. 15
→P. 15

(2) 要求水準項目（概ね適合していることが条件（80%以上））

点検項目			適用欄	適合欄
共通事項	1 出入口	① 外部出入口に戸を設ける場合は、1以上は自動的に開閉する構造であるか。		
		② 外部出入口には、降雨時及び降雪時に備え、屋根又は庇を設けているか。		
		③ 玄関マット等は、視覚障害者誘導用ブロックの上に設置していないか。		
		④ 施設のバリアフリー情報について、分かりやすい図を用いて表示しているか。		
		⑤ 補助犬の受け入れについて、分かりやすい図を用いて表示しているか。		
		⑥ 車いすを貸与しているか。		

→P. 16

点検項目		適用欄	適合欄	
共通事項	2 乳幼児のためのスペース	おむつ交換台(ベビーベッド)を設けているか。		
	3 通路等	① 車いす使用者と歩行者のすれ違いに配慮し、通路の幅は120cm以上確保しているか。		
		② 屋内又は屋外に、高齢者等が利用できる休憩スペース(椅子等)を設けているか。		
	4 階段	① 手すりの端部の形状は、壁又は床面に対して曲げ、衣服の袖などが引っ掛からないようにしているか。		→P. 17
		② 階段の幅は150cm以上、蹴上げは16cm以下、踏面は30cm以上であるか。		
	5 傾斜路	① 手すりの端部の形状は、壁又は床面に対して曲げ、衣服の袖などが引っ掛からないようにしているか。		→P. 17
		② 勾配は、1/15未満であるか。		
	6 エレベーター	かご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上であるか。		
	7-1 便所	① 便所の戸に、洋式(腰掛便座)と和式の別が分かる標識を設けているか。		
		② 紙巻器(ペーパーホルダー)、洗浄装置及び非常ボタンは、JIS S0026に適合する位置に設けているか。		→P. 18
		③ 便房内の立位者及び車いす使用者の顔面に危険のない形状及び位置に、手荷物を置くための棚又はフックを設けているか。		
		④ 幼児用の便器又は便座を設けているか。		
	7-2 便所 (車いす利用者利用便房)	① 紙巻器(ペーパーホルダー)、洗浄装置及び非常ボタンは、JIS S0026に適合する位置に設けているか。		→P. 18
		② 戸は軽い力で操作できる引き戸(ストッパー付)とし、ゆっくりと閉まるものであるか。		
③ 戸の取っ手は、棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものであるか。				
④ 戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはゴミ箱等を設けていないか。				
⑤ 戸の施錠は、指の不自由な人でも操作がしやすい形状であるか。				
⑥ 車いす使用者の顔面に危険のない形状及び位置に、車いすに乗った状態で手荷物を置くことができる棚又はフックを設けているか。				
⑦ 手すりを利用する際に、誤って非常ボタン等に触れてしまわないよう配置しているか。				
8 敷地内の通路	① 視覚障害者誘導用ブロックは、周囲の床材料との対比により容易に識別できるものであるか。			
	② 植栽等が視覚障害者用通路を塞いでいないか。			
9 駐車場	車いす用駐車場は、駐車中でも見える位置にマークの表示を行う、又は駐車スペースを別色で塗装する等、分かりやすい措置がとられているか。			
10 標識	色の識別をしにくい者が円滑に利用できるよう、明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより、見分けやすい色の組み合わせを用いているか。			
11 案内設備	① 案内設備がある場合は、明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより、見分けやすい色の組み合わせを用いて、車いす使用者に配慮した高さで設けているか。		→P. 19	
	② コミュニケーションボード、筆談器又は筆記用具を用意しているか。		→P. 20	
	③ 手話による会話や筆談で対応できることを示すため、耳マークを掲示しているか。			
12 案内設備までの経路	周囲の床材料との対比等により容易に識別できる視覚障害者誘導用ブロックを敷設しているか。			
13 非常時を想定した整備と管理運営	① 非常口の幅は80cm以上であるか。			
	② 避難経路に、通行の妨げになる物を置いていないか。			
14 非常時の避難誘導	避難者の中に災害要援護者がいることを想定した避難訓練を実施しているか。			
		※適合欄:各項目で複数箇所あるものは、概ね(80%以上)適合している場合は"○"とする。		
		基準点	適合点	
		0	0	
適合率(%)				
		基準点:適用欄の●の数 適合点:○1点、×0点で計算		

【4】総合意見

点検年月日	平成 年 月 日
点検アドバイザー氏名	

認定に支障なし

評価すべき事項(施設の良かったところ等)	
整備面	
管理運営面	

一部改善を行えば支障なし

評価すべき事項(施設の良かったところ等)			
整備面			
管理運営面			
改善が必要な項目		左記の対応(施設所有者等記入欄)	県確認年月日
番号	内容		

改善後の適合率(%)	
------------	--

点検表の解説

(1)1 高齢者等利用経路

- 2以上の階にわたるときは、エレベーター（整備基準適合）を設けているか。

エレベーターの整備基準

高齢者等利用経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。

- ア かご（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、高齢者等利用居室、車椅子利用者利用便房又は車椅子利用者利用駐車施設のある階及び地上階に停止するものであること。
- イ かご及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。
- ウ かごの幅は、140センチメートル以上であって、奥行きは135センチメートル以上であること。
- エ かごは、車椅子の転回に支障がない構造であること。
- オ かご内の左右両面の側板に、高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。
- カ かご内に、戸の開閉状態を確認できる鏡を設けるものであること。
- キ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けるものであること。
- ク かご内に、文字及び音声により非常時の情報を知らせる装置を設けるものであること。
- ケ かご内に、点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
- コ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けるものであること。
- サ かご内及び乗降ロビーに、高さ80センチメートルから110センチメートルまでを標準として車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けるものであること。
- シ 乗降ロビーは、高低差がないものであって、その幅及び奥行きは、150センチメートル以上であること。
- ス 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けるものであること。
- セ 視覚障害者等が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、アからスまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーター及びその乗降ロビーは、この限りでない。
 - (ア) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けるものであること。
 - (イ) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が使用しやすい位置とは別の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該別の位置に設ける制御装置に限る。）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類する方法により、視覚障害者が容易に操作することができる構造であること。
 - (ウ) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けるものであること。

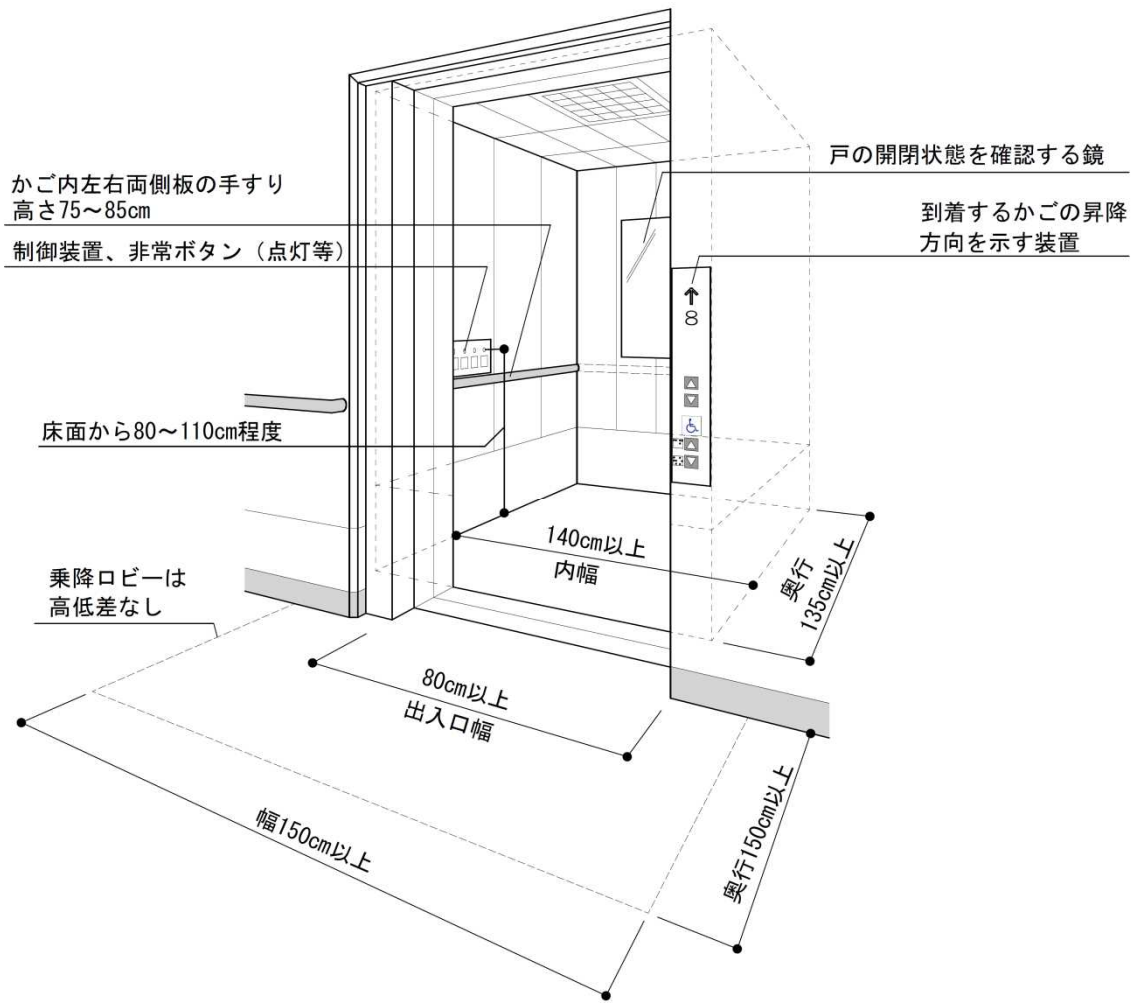


図1 エレベーター

(1)2 便所(車いす使用者利用便房)

- 車いす使用者利用便房(整備基準適合)を1以上設けているか。

車いす使用者利用便房の整備基準

次に掲げる車椅子使用者利用便房を1以上設けること。

- ア 出入口の幅は、85センチメートル以上であること。
- イ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。
- ウ 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。
- エ 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。
- カ 便房の出入口付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。
- キ 車椅子使用者利用便房を独立した便所として設ける場合には、アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げるものであること。
 - (ア) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
 - (イ) 次に掲げる洗面所を設けるものであること。ただし、車椅子の転回に支障となる場合には、b については、この限りでない。
 - a 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。
 - b 洗面器の周囲に手すりを設けるものであること。
 - c 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。
- ク 便所の出入口又はその付近の見やすい位置に、車椅子使用者利用便房を設けた便所である旨をJIS適合図を用いて表示する標識を設けるものであること。

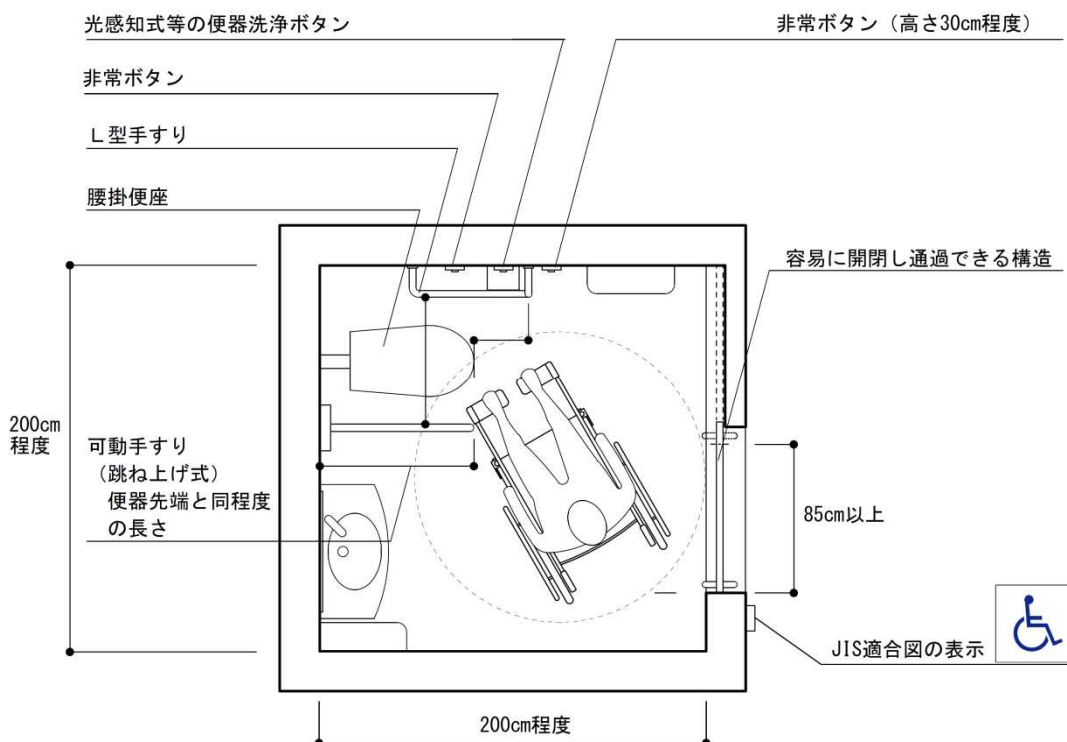


図2 車いす使用者利用便房

(1)3 駐車場(兵庫ゆずりあい駐車場制度)

- 兵庫ゆずりあい駐車場制度を活用しているか。

◆兵庫ゆずりあい駐車場制度とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置している、障害のある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、県内共通の利用証を交付する制度です。

＜利用証の交付対象者＞

障害のある方や難病患者、高齢者、妊産婦、傷病人などで「歩行が困難な方」

◆登録について(施設管理者向け)

兵庫ゆずりあい駐車制度の趣旨をご理解いただき、兵庫県へのご登録をお願いします。(登録の様式は兵庫県のホームページからダウンロード可)

【ご登録いただくと】

- ① 駐車スペースに掲示するための案内標示・コーンを提供
- ② 県のホームページに施設名を掲載

※ 他府県で交付された同様制度の利用証を提示された方も、兵庫ゆずりあい駐車場の利用対象者となります。

兵庫県 ホームページ「兵庫ゆずりあい駐車場について」

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf10/tyuusyajyou.html>



図 3-1 案内標示



図 3-2 利用証



図 3-3 駐車場での設置例

【お問い合わせ・登録先】

兵庫県 健康福祉部 障害福祉局 障害者支援課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL : 078-362-4379 / FAX : 078-362-9040
E-mail : shogaishashien@pref.hyogo.lg.jp

(1)4 ホテル等(車いす利用者利用客室)

- 車いす利用者利用客室(整備基準適合)を1以上設けているか。

車いす利用者利用客室の整備基準

次に掲げる車椅子利用者利用客室を1以上設けること。

ア 便所は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子利用者利用便房が設けられた不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けられている場合は、この限りでない。

(ア) 出入口は、次に掲げるものとする。

a 床面に高低差がある場合には、次に掲げる傾斜路を設けるものであること。

(a) 幅は、90センチメートル以上であること。

(b) 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては8分の1を超えないものであること。

b 次に掲げるものであること。

(a) 幅は、80センチメートル以上であること。

(b) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

(c) 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。

(d) 戸の前後に高低差を設けないものであること。

(イ) 次に掲げる洗面所を設けるものであること。

a 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設けるものであること。

b 水洗器具は、レバー式、光感知式等容易に操作ができるものであること。

(ウ) 便房は、次のaからdに掲げるものであつて、便房の出入口は、次のe及びfに掲げるものであること。

a 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

b 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているものであること。

c 便器の洗浄装置は、光感知式等容易に操作ができるものであること。

d 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。

e 幅は、80センチメートル以上であること。

f 戸の前後に高低差を設けないものであること。

(エ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。

(オ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。

イ 浴室又はシャワー室(以下イにおいて「浴室等」という。)は、次に掲げるものであること。ただし、当該客室が設けられている公益的施設等に不特定かつ多数の者が利用する浴室等(次に掲げるものに限る。)が1以上設けられている場合は、この限りでない。

(ア) 出入口は、次に掲げるものであること。

a 幅は、80センチメートル以上であること。

b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造であること。

c 戸の全面が透明な場合には、衝突防止の措置を講ずるものであること。

d 戸の前後に高低差を設けないものであること。

- (イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されているものであること。
- (ウ) 床の表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
- (エ) 点灯等により押したことが確認できる非常ボタンを設けるものであること。
- (オ) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているものであること。
- (カ) 洗い場の床面から浴槽の縁は、40センチメートルから45センチメートルまでを標準とした出入りしやすい高さであること。

- コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者の利用に配慮した高さに設けているか。

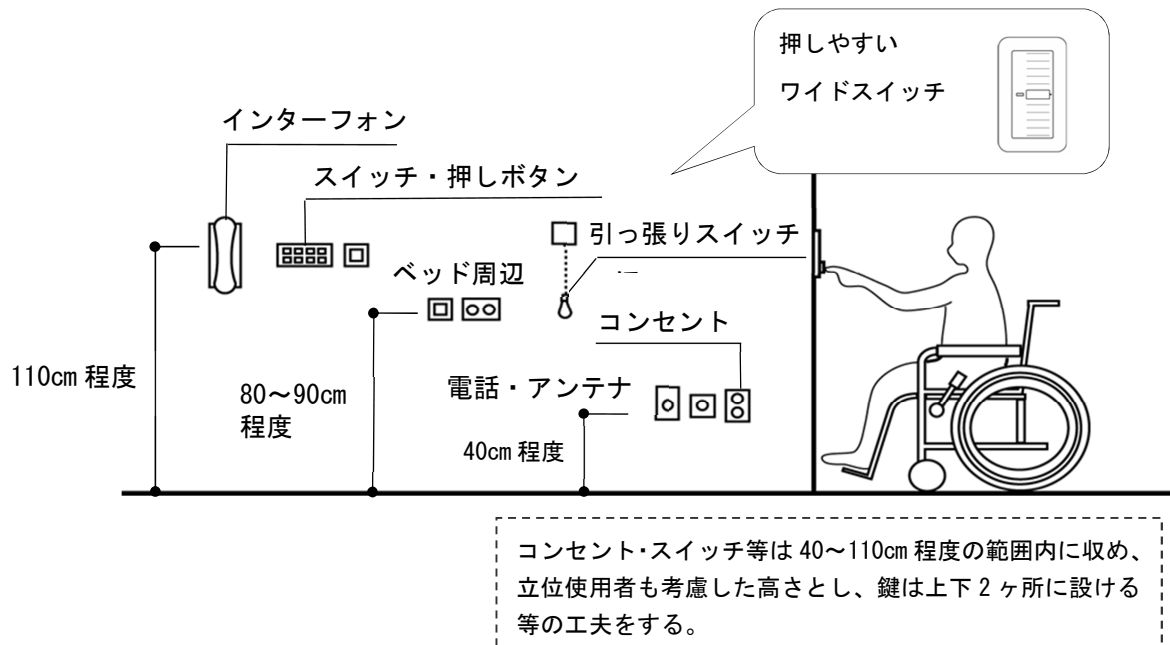


図4 コンセント・スイッチの高さの例

(1)5 劇場等の固定観覧席

- 車いす使用者が円滑に利用できる区画(整備基準適合)を1以上設けているか。

車いす使用者客席の整備基準

次に掲げる車椅子使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けること。

- ア 室の出入口の付近に設けるものであること。
- イ 室の出入口から当該区画までの通路の床面に高低差がある場合には、次の(ア)から(キ)に掲げる傾斜路又は次の(ク)及び(ケ)に掲げる特殊構造昇降機を設けるものであること。
 - (ア) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げられたものであること。
 - (イ) 勾配が20分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、踊場を含め、側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでを標準として握りやすい位置に手すりを設けるものであること。
 - (ウ) その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものであること。
 - (エ) 勾配が20分の1を超え、かつ、側面が壁でない場合には、側板又は5センチメートル以上の立ち上がりを設けるものであること。
 - (オ) 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上であること。
 - (カ) 勾配は、12分の1を超えないものであること。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないものであること。
 - (キ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けるものであること。
 - (ク) 平成18年国土交通省告示第1492号の第1に規定する特殊構造昇降機であつて、かつ、その構造は、同告示の第2に規定するものであること。
 - (ケ) 昇降路の出入口に接する部分に、水平面を設けるものであること。
- ウ 間口は90センチメートル以上であつて、奥行きは140センチメートル以上であること。

- 車いす使用者が円滑に利用できる区画の全面及び側面に落下防止の措置を講じているか。

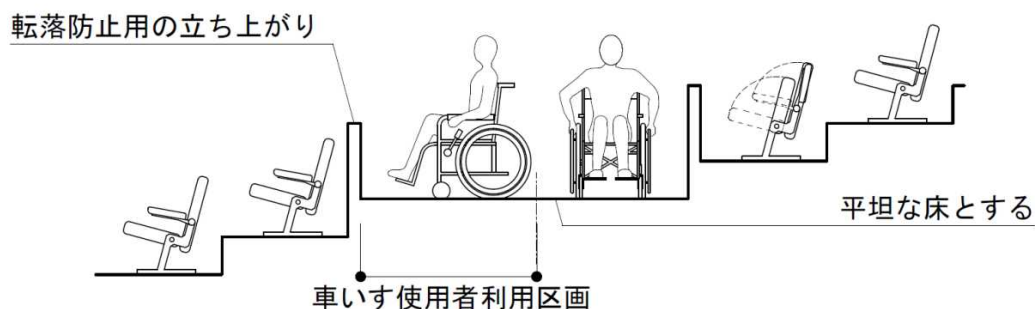
































図5 転落防止の措置

(2)1 出入口

- 施設のバリアフリー情報について、分かりやすい図を用いて表示しているか。

駐車場	敷地内通路(建物前)	主な外部出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	観客席	宿泊設備	乳幼児用設備	その他
 	  	  	     	   	  	 	 	 	  



凡例	
	設備がある場合 (濃色表示)
	設備がない場合 (淡色表示)

図 6 バリアフリー情報の例

<例>



出入口のバリアフリー情報

(2)4・5 階段・傾斜路

- 手すりの端部の形状は、壁又は床面に対して曲げ、衣服の袖などが引っ掛からないようにしているか。

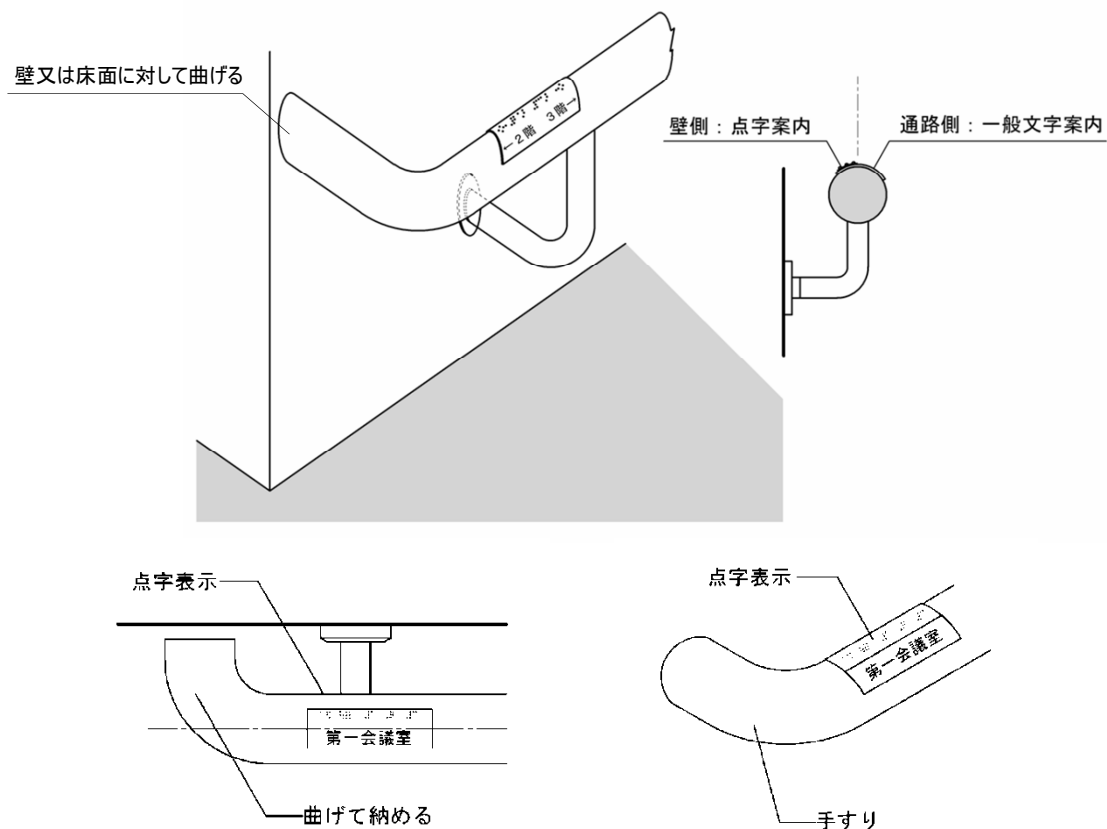


図7 手すりの形状

<例>



手すり

(2)7 便所

- 紙巻器（ペーパーホルダー）、洗浄装置及び非常ボタンは、JIS S0026 に適合する位置に設けているか。

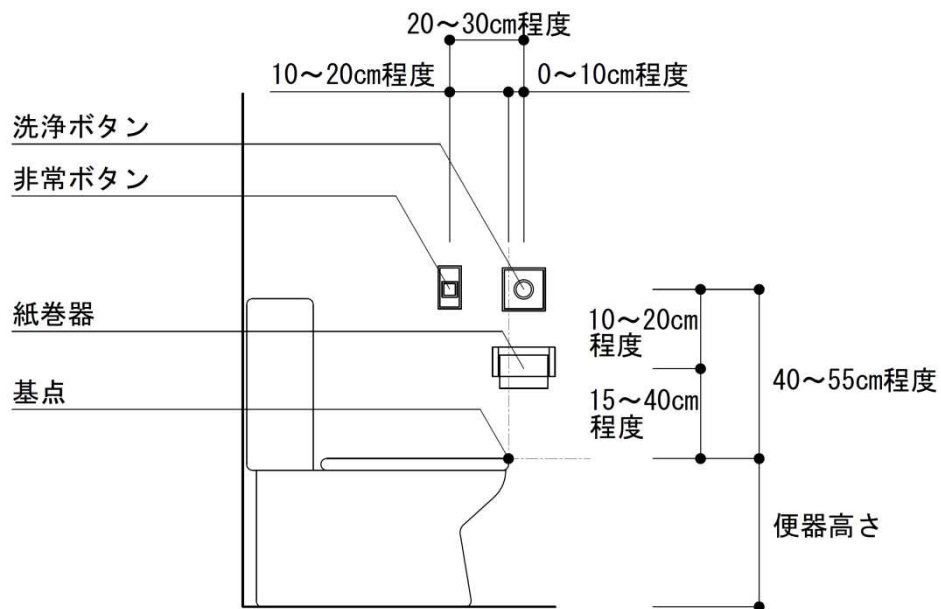


図 8 器具相互間寸法の規定 (JIS S0026)

(2)11 案内設備

- 案内設備がある場合は、明度、色相、又は彩度の差が大きいことにより、見分けやすい色の組み合わせを用いて、車いす使用者に配慮した高さに設けているか。
- コミュニケーションボード、筆談器又は筆記用具を用意しているか。

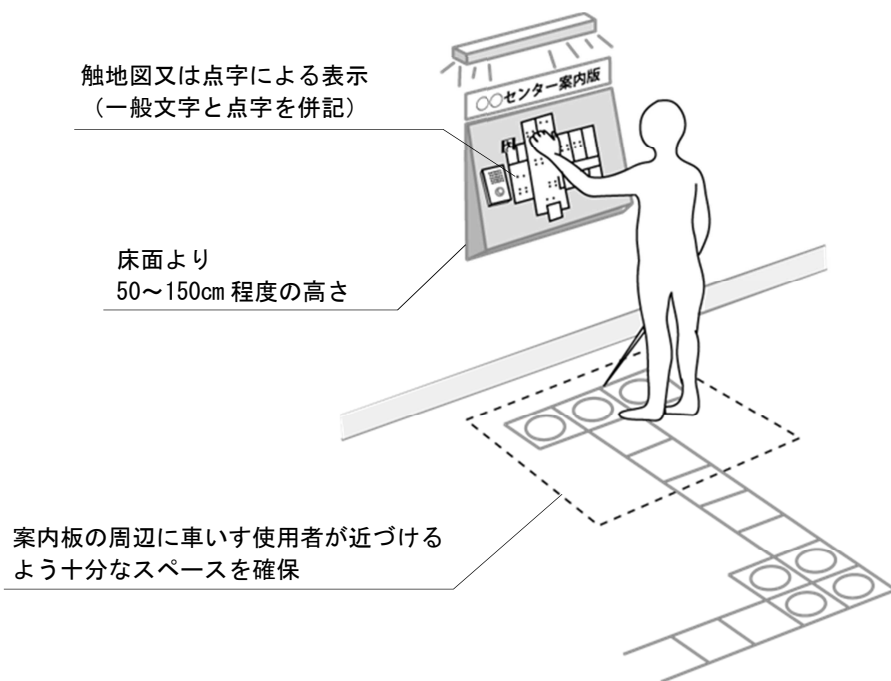


図 9-1 案内設備の設置例

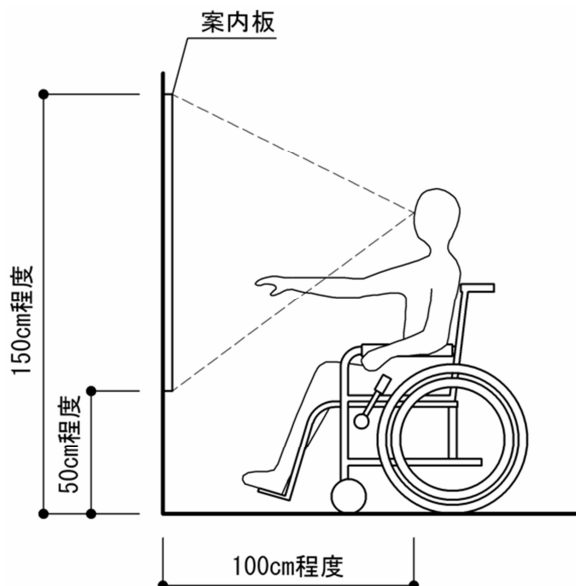


図 9-2 案内板の高さの例

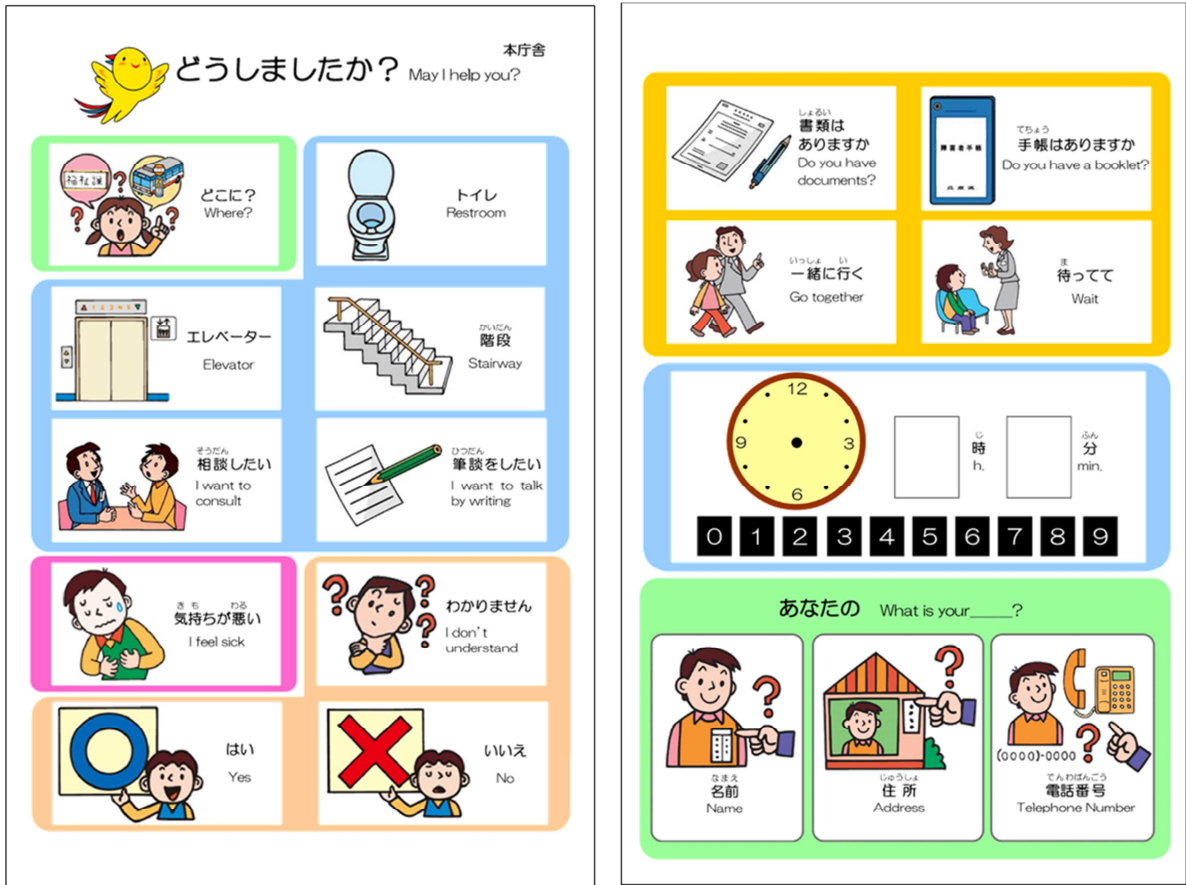


図 9-3 コミュニケーションボードの例



参考：福祉のまちづくり条例・施行規則（抄）

【福祉のまちづくり条例（抄）】

第3章の2 県民の参画と協働による福祉のまちづくり

（利用者の意見を尊重した特定施設の整備運営）

第 33 条の2 特定施設の所有者若しくは管理者又は特定施設の建築等しようとする者（以下この章において「特定施設の所有者等」という。）は、当該特定施設が高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮したものとなるよう、当該特定施設の整備及び運営について、当該特定施設の利用者に意見を求め、当該意見を尊重して、当該特定施設の整備及び運営をするよう努めなければならない。

2 特定施設の所有者等は、当該特定施設の整備及び運営について、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮するために講ずる措置の状況を公表するよう努めなければならない。

（福祉のまちづくりアドバイザー）

第 33 条の3 知事は、福祉のまちづくりに関して識見を有する高齢者等及び福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、福祉のまちづくりに自ら参画し、これを推進する意欲を有するものを、福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）として登録することができる。

2 前項の規定により登録されたアドバイザーは、高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営に関し、当該特定施設の利用者の立場に立って、点検し、助言を行う。

3 知事は、規則で定めるところにより、特定施設の所有者等の求めに応じて、アドバイザーをあっせんすることができる。

（県民参加型特定施設の認定）

第 33 条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

【福祉のまちづくり条例施行規則（抄）】

（福祉のまちづくりアドバイザーの登録の要件）

第 17 条の2 知事は、次に掲げる者のうちから、条例第 33 条の3第1項の規定による登録を行うものとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する識見を有する高齢者等であって、知事が指定する研修を受講した者

(2) 福祉のまちづくりに関する専門的知識を有する者であって、知事が指定する建築又は福祉に関する資格を有する者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の識見又は専門的知識を有すると知事が認める者

（福祉のまちづくりアドバイザーのあっせん）

第 17 条の3 条例第 33 条の3第3項の規定による福祉のまちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）のあっせんを求めようとする者は、福祉のまちづくりアドバイザーあっせん申請書（様式第 14 号）により申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 知事が別に定める様式による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の運営の状況又は計画を記載した調査書

(3) 特定施設の整備を予定している場合にあつては、工事工程表

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

3 知事は、第1項の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、アドバイザーのうちから、当該申請に係る特定施設の整備及び運営に関する点検及び助言を行う者として適当と認める者をあっせんするものとする。

（県民参加型特定施設の認定）

第 17 条の4 条例第 33 条の4の規定による認定（以下この条から第 17 条の6までにおいて「認定」という。）は、認定を受けようとする特定施設の所有者又は管理者（以下「特定施設の所有者等」という。）の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請をする者は、県民参加型特定施設認定申請書（様式第 15 号）に、次に掲げる図書を添付して、これらを知事に提出しなければならない。

(1) 前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書

(2) 県民の参画と協働による高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した特定施設の整備及び運営の状況に関する図書

3 前項第2号に掲げる図書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) アドバイザーによる点検及び助言その他の県民の参画と協働により提示された整備及び運営に関する意見の内容

(2) 前号の意見を受けて行う特定施設の整備又は運営の措置の状況

4 知事は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定施設が、前項第1号の意見の内容を適切に反映して整備及び運営が行われているものと認めるときは、当該特定施設を県民参加型特定施設として認定するものとする。

5 知事は、認定をしたときは、申請をした者に対し、知事が別に定める認定証を交付するものとする。

（報告の徴収等）

第 17 条の5 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた特定施設の所有者等に対し、当該認定に係る特定施設の整備又は運営の状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告があつたときは、当該認定を受けた特定施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

（認定の取消し）

第 17 条の6 知事は、認定を受けた特定施設が当該認定の内容に従った整備又は運営が行われていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。第 33 条の4 知事は、県民の参画と協働により高齢者等の安全かつ快適な利用に配慮した整備及び運営が行われていると認められる特定施設を、規則で定めるところにより、県民参加型特定施設として認定することができる。

発行 : 兵庫県 県土整備部 まちづくり局 都市政策課
住所 : 〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1
電話 : 078-341-7711 (代表)